資料1

●市外被保険者の利用について（イメージ図）

※原則として、平成28年4月1日以降、市外被保険者の新規利用はできません。

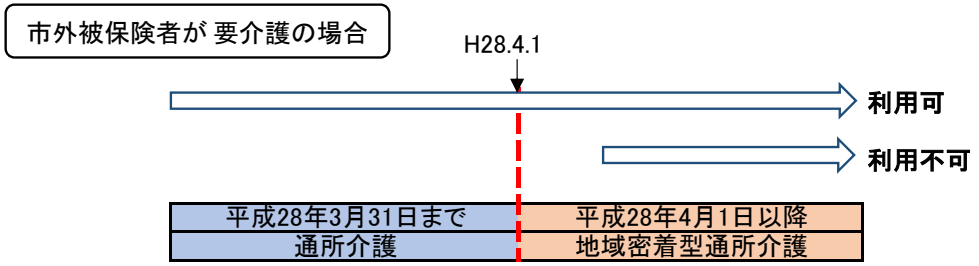

POINT！　平成28年3月31日までに利用契約していれば、平成28年4月1日以降も引き続き利用できる。

※1　継続利用の場合のみ利用可。平成28年4月以降、入院等により利用契約を一度解約した場合は利用不可とします。
※2　平成28年3月31日までに利用契約しているが、入院等により3月中に利用実績のない者については、兵庫県介護保険課に届出が必要となります。詳細は県ホームページに掲載されております。

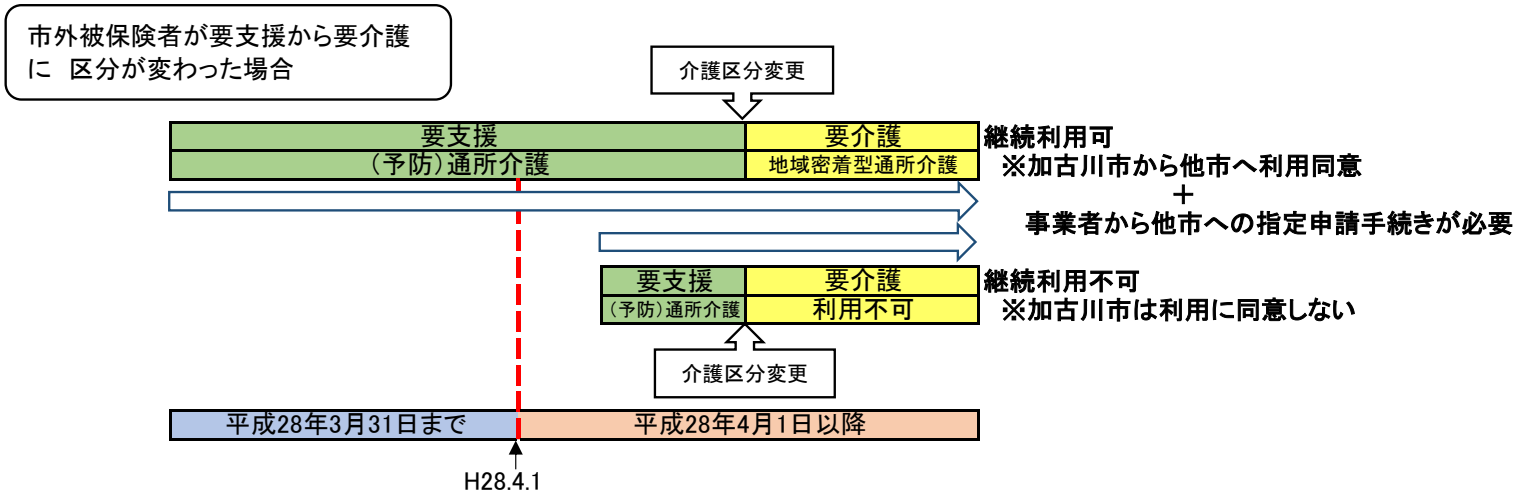

POINT！　平成28年3月31日までに利用契約していれば、介護区分が要支援から要介護に変更された後も、地域密着型通所介護の継続利用のための同意を加古川市は行う方針である。